

東京交通新聞 2013 年（平成 25 年）6 月 17 日（月曜日）

## <持病の不申告に罰則>

### ◎改正道路交通法が成立

病状を申告せず運転免許を取得することに罰則を設ける改正道路交通法が 7 日の衆議院本会議で、全会一致で可決、成立した。先の参院審議と同様、5 日の衆院内閣委員会では、病気を理由に差別が生じないように配慮することなど付帯決議も行われた。同法は近く公布され、公布後半年から 2 年以内に順次施行される。

今回の改正は、栃木県鹿沼市で 2011 年 4 月、てんかんの持病を隠していた運転手のクレーン車が歩道に突っ込み、児童 6 人が死亡する事故が起きたことなどを契機とする。

改正後は免許の取得・更新時、てんかん、統合失調症、重度の睡眠障害といった、発作や失神など運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気を申告しないと「1 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金」が科される。

また、危険な症状があるのに運転している患者を知っている医師が公安委員会に届け出ても、守秘義務に反しないことにする。

法の見直しをめぐって、遺族らは厳罰化を望んでいた。一方、患者・障害者団体からは、事故の再発防止を望むのは同じだとしつつ、「免許を失うと仕事や移動手段も失うため患者は正直に医師に病状を話さなくなり、診療が崩壊する」、「病気＝危険との偏見が広がる」などの声があった。

このため付帯決議では、患者が安心して相談できる窓口を充実させること、医療、福祉、保健、教育、雇用などの総合的な支援策を充実させることなどを政府に求めている。

7 日、法案が成立すると議場内で拍手が起こり、子どもの遺影を抱えた遺族らは立ち上がって一礼。その傍聴席に向かって国会議員らは拍手を続けた。

### ◆てんかん協が声明

法成立後、日本てんかん協会は「協会の要望を取り入れた付帯決議がまとめられた。これを希望のよりどころに、今後も正しい運転免許の取得と安全運転の励行を訴えていきたい」と声明を発表。

▽運転できなくなった人への公共交通機関の運賃減額など緊急対策の実施

▽医師の通報を確認できる、病院や警察から独立した第三者機関の設置

▽病名で就職差別されず、運転できなくなっても解雇されない雇用制度の実現などを訴えた。